

2020年4月9日

## 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する 国際協力での緊急対応要請事項

特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター（JANIC）

理事長 本木恵介

私たちは、平和で公正な地球市民社会の実現に寄与することを目指して活動する国際協力 NGO を中心とするネットワーク組織です。新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）に関し、日本政府に対して、国際協力の面での緊急対応について以下の通り要請いたします。

（1）COVID-19 は世界中で蔓延し、多くの死者や経済損失を発生させている喫緊の課題です。健康であることは基本的な人権であり、開発途上国の脆弱な医療システムへの支援のみならず、これまで国際協力として行ってきた健康教育、食料確保や栄養改善、水・衛生など保健全般の取り組みが重要です。また、根本的な課題である貧困が被害を拡大させているとの認識から、貧困削減をはじめとする「持続可能な開発目標（SDGs）」達成に資する ODA のさらなる質・量の強化が必要です。COVID-19 対策については、国際機関を通じた支援（\*）だけでなく、「顔の見える援助」として、二国間援助や日本の NGO を通じた緊急支援の拡充、現地 NGO を直接支援するプログラムなどを早急に立ち上げるべきです。

\*参考：2020年4月3日付の日本経済新聞報道「途上国の新型コロナ対策に 800 億円 外務省補正予算案」によれば、アフリカや島しょ国など医療体制が脆弱な国を支援するために、UNICEF、UNDP などの国際機関を通じ 800 億円規模を供出する計画があります。

（2）現在も世界各地で活動している NGO 職員は多数いますが、事務所閉鎖やロックダウンの影響で海外での事業継続が困難な状況となり、収入減で NGO の経営そのものが厳しい状況に追い込まれています。その中で外務省による NGO 支援の中心的なプログラムである「日本 NGO 連携無償資金協力（N 連）」などの ODA についても、資金の柔軟な活用および拡充をお願いします。具体的には、COVID-19 に対応する緊急人道支援プログラムの立ち上げ、N 連事業の実施が中断している期間の本部および現地スタッフの人件費補填、政府資金による緊急帰国者の一時滞在場所の提供や国内交通費の確保、新型コロナ対策に伴う報告書の柔軟な対応などです。

（3）国際的な取引や移動が感染症の流行を促進しているとの観点から、航空・金融・デジタル経済など、グローバル化の恩恵により活動している経済主体に対する課税を強化し、国際連帯税を導入することで、治療薬やワクチン開発の促進、保健医療の提供を進めるべきです。